人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程

2015年６月27日
制定

改正　2017年10月19日　2019年12月21日
（題名改称）

2021年７月31日
（題名改称）

（目的）

第１条　この規程は、同志社大学及び同志社女子大学（以下「大学」という。）が実施する人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「当該研究」という。）に関する基本的事項を定め、大学における当該研究の適正な実施に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、「人を対象とする生命科学・医学系研究」とは、人を対象として、次の第１号又は第２号を目的として実施される活動で、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和３年３月23日　文部科学省　厚生労働省　経済産業省）」（以下「生命・医学系指針」という。）の対象となる研究をいう。

（１）　次のいずれかを通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。

ア　傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）の理解

イ　病態の理解

ウ　傷病の予防方法の改善又は有効性の検証

エ　医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証

（２）　人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること。

（体制）

第３条　理事長は、大学における当該研究に関する最終的な責任を負う。

２　理事長は、当該研究の適正な実施にあたり必要となる生命・医学系指針に定める権限及び事務について、学長等に委任することができる。

（改廃）

第４条　この規程の改廃は、理事会において決定する。

（事務）

第５条　この規程に関する事務は、法人部法務室事務室が行う。

附　則

この規程は、2015年６月27日から施行する。

附　則

この規程は、2017年11月１日から施行する。

附　則

この規程は、2020年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、2021年７月31日から施行する。